

時間外労働に関する協定届  
休日労働

労働保険番号	1	4	3	1	4	9	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都道府県 所掌 管轄			基幹番号					枝番号			被一括事業場番号							
法人番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間				
電気機械器具製造業		〇〇電子(株)		〒 0 0 0 - 0 0 0 0 〇 〇 市 △ △ 区 □ □ 〇 - △ - □ Tel 〇 〇 〇 - △ △ △ - □ □ □ □				令和5年 4 月 1 日 から1年間				
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 満18歳以上の者	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				1年(①については45時間まで、 ②については42時間まで)	起算日 (年月日)	令和5年 4 月 1 日
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数(任意)			
		臨時の受注、納期変更	プレス工	15人	8時間	3時間	時間	40時間	時間	360時間	時間	
		臨時の受注、納期変更	メッキ工	3人	8時間	2時間	時間	40時間	時間	200時間	時間	
	② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注、納期変更	検査員	5人	8時間	3時間	時間	時間	35時間	時間	320時間	時間
		時間	時間	人	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
		時間	時間	人	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
		時間	時間	人	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
		時間	時間	人	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 満18歳以上の者	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定休日 における始業及び終業の時刻			
	臨時の受注、納期変更		プレス工	15人	毎週土、日曜日 年105日		1ヶ月 2日		8:30~17:30			
	臨時の受注、納期変更		メッキ工	3人	"		"		8:30~17:30			
	臨時の受注、納期変更		検査員	5人	"		"		8:30~17:30			
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。</p> <div style="text-align: right;"> <input checked="" type="checkbox"/> </div> <p>(チェックボックスに要チェック)</p>												

時間外労働 休日労働 に関する協定届(特別条項)

様式第9号の2(第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 満18歳以上の者	1日(任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率(上段)	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率(上段)	
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)				法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)		月60時間超 残業割増賃金率(下段)
通常の生産量を大幅に超える受注が集中、特に納期がひっ迫	プレス工	15人	6時間	時間	6回	70時間	時間	25% 50%	660時間	時間	25% 50%
	メッキ工	3人	6時間	時間	6回	70時間	時間	25% 50%	660時間	時間	25% 50%
	検査員	5人	6時間	時間	6回	70時間	時間	25% 50%	630時間	時間	25% 50%
		人	時間	時間	回	時間	時間	% %	時間	時間	% %
		人	時間	時間	回	時間	時間	% %	時間	時間	% %
		人	時間	時間	回	時間	時間	% %	時間	時間	% %
		人	時間	時間	回	時間	時間	% %	時間	時間	% %
		人	時間	時間	回	時間	時間	% %	時間	時間	% %
		人	時間	時間	回	時間	時間	% %	時間	時間	% %
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、③、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に8時間の勤務インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">✓</div> (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和 5 年 3 月 2 3 日

協定の当事者である労働組合の名称(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)又は労働者の過半数を代表する者の

職名 プレス工 主任

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法: 投票による選挙 2. 挙手による選挙 3. 投票による信任 4. 挙手による信任

氏名 田中 太郎

Ⓜ

5. 回覧による信任 6. 各職場ごとに職場の代表者を選出しこれらの者の過半数を得て選出

(チェックボックスに要チェック)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

令和 5 年 3 月 2 4 日

職名 代表取締役社長

〇〇〇 労働基準監督署長 殿

氏名 鈴木 一郎

Ⓜ